

平成24年度第2回羽幌町都市計画審議会 会議録

1 開催日時

平成25年3月19日（火）午後1時30分～午後1時50分

2 開催場所

羽幌町役場 2階幹部会議室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員 工藤 豊一、茶谷 恵一、船本 秀雄、蝦名 修
谷 修一、宮崎 尚武

(2) 欠席委員

4 説明のため出席した事務局職員の氏名

町長		舟橋 泰博
総務課	課長	井上 顕
総務課企画室	課長補佐	酒井 峰高
総務課企画室政策推進係	係長	熊谷 裕治
総務課企画室政策推進係	主事	廣谷 将大

5 会議の公開、非公開又は一部公開の別

公開

6 会議を非公開又は一部公開とした場合は、その理由

7 議題及び議事の要旨

- (1) 諮問第1号 羽幌都市計画用途地域の変更について
質問・意見等無し。全員賛成。

諮問案のとおり支障無しと判断し、答申される。

- (2) 諮問第2号 羽幌都市計画臨港地区の変更について

質問：北るもい漁協が建設されている土地は、準工業地域と説明されましたよね？

回答：その通りです。

質問：用途からすると、資料3の2枚目の分区が記載されているが、これが港区ということになるのか？

回答：その通りです。

質問：ここに記載のある「建築可能な主な建築物」しか建てられないということになるのか？

回答：現在、北るもい漁協のある地域は「商港区」となっており、商港区で建築可能な建築物のみ建築可能となっている。

質問：例えば、羽幌町の土地もあるが漁協で羽幌町と契約して、建物を向こうに持って行くとなれば、事前にここの都市計画審議会に変更をかけないと駄目ということか？

回答：分区の指定については、港湾の方の告示行為になるので、都市計画審議会にかける必要は無いが、港湾審議会の方での審議が必要となる。

質問：用途の方では問題無いということで良いか。

回答：その通りです。

意見無し。全員賛成。

諮問案のとおり支障無しと判断し、答申される。

8 その他必要な事項

平成 24 年度

第 2 回羽幌町都市計画審議会議案

【開催日時】

平成 25 年 3 月 19 日（火）午後 1 時 30 分より

【開催場所】

羽幌町役場 2 階幹部会議室

第2回羽幌町都市計画審議会次第

1 開 会

2 町長挨拶

3 議 事

- ・諮問第1号 羽幌都市計画用途地域の変更について
- ・諮問第2号 羽幌都市計画臨港地区の変更について

4 閉 会

都市計画の策定の経緯の概要

羽幌都市計画用途地域の変更及び臨港地区の変更の決定

事 項	時 期	備 考
北海道都市計画課下協議	平成 25 年 2 月 7 日	
北海道都市計画課事前協議	平成 25 年 2 月 21 日	
北海道都市計画課事前協議 (回答)	平成 25 年 3 月 1 日	
計画の縦覧 (法定)	平成 25 年 3 月 4 日～ 平成 25 年 3 月 18 日	縦覧者 0名 意見書 0名
羽幌都市計画審議会 (本審議会)	平成 25 年 3 月 19 日	
北海道同意協議	平成 25 年 3 月 21 日	(予定)
北海道同意協議 (回答)	平成 25 年 3 月 27 日	(予定)
決定告示	平成 25 年 3 月 29 日	(予定)

都市計画変更に係る理由書

1. 案件名

羽幌都市計画用途地域の変更（羽幌町決定）

2. 決定経過

羽幌都市計画用途地域は、昭和 52 年に面積約 292.0ha で当初決定し、平成 6 年に都市計画法改正（12 用途地域への移行）に伴う全体見直しにより面積約 300.3ha に変更、平成 11 年に公営住宅の建て替えに伴い面積約 307.8ha に拡大し、平成 21 年には公有水面埋立による陸域の拡大のため面積約 312.8ha に変更している。

3. 都市計画変更の目的

羽幌町では、羽幌港港湾区域において公有水面の埋立による港湾施設整備を行ってきたが、今般、埋立竣功によりフェリーターミナル敷地等が拡張されたことから、新たに生じた陸域について臨港地区を指定するとともに、基本的な土地利用制限として準工業地域を指定する。

また、護岸整備の結果、公有水面となった区域について臨港地区の指定を解除するとともに、用途地域の指定を解除する。

4. 変更内容について

公有水面の埋立竣功に伴い、本港地区（約 2ha）を準工業地域に指定する。

また、護岸整備に伴い公有水面となった中央埠頭地区（115 m²）の用途地域の指定を解除する。

羽幌都市計画用途地域の変更（羽幌町決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考
第一種低層住居専用地域	約 7.5 ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10 m	2.4 %
（小計）	約 7.5 ha	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10 m	2.4 %
第二種低層住居専用地域	約 — ha	—	—	—	—	—	—
（小計）	約 — ha	—	—	—	—	—	—
第一種中高層住居専用地域	約 20 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.4 %
（小計）	約 20 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	6.4 %
第二種中高層住居専用地域	約 83 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.3 %
（小計）	約 83 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	26.3 %
第一種住居地域	約 79 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	25.1 %
（小計）	約 79 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	25.1 %
第二種住居地域	約 6.4 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.0 %
（小計）	約 6.4 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.0 %
準住居地域	約 7.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.5 %
（小計）	約 7.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	2.5 %
近隣商業地域	約 9.0 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.9 %
	約 2.0 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.6 %
（小計）	約 11.0 ha	—	—	—	—	—	3.5 %
商業地域	約 10 ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.2 %
（小計）	約 10 ha	40/10 以下	—	—	—	—	3.2 %
準工業地域	約 60 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	19.1 %
（小計）	約 60 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	19.1 %
工業地域	約 30 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.5 %
（小計）	約 30 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.5 %
合 計	約 314.8 ha	—	—	—	—	—	100.0 %

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

羽幌町では、公有水面埋立による港湾施設の拡張整備を図ってきたところであり、今般、埋立竣功によりフェリーターミナル敷地等が拡張されたことから、新たに生じた陸域について臨港地区を指定するとともに、基本的な土地利用制限として準工業地域を指定する。

また、護岸整備の結果、公有水面となった区域について臨港地区の指定を解除するとともに、用途地域の指定を解除する。

羽幌都市計画用途地域新旧対照表

(羽幌町)

種 類	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の距離	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	面 積 (ha)				
						新 (ha)	比率 (%)	旧 (ha)	比率 (%)	増減 (ha)
第一種低層住居専用地域	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10 m	約 7.5 ha	2.4%	約 7.5 ha	2.4%	0 ha
(小計)	6/10 以下	4/10 以下	—	—	10 m	約 7.5 ha	2.4%	約 7.5 ha	2.4%	0 ha
第二種低層住居専用地域	—	—	—	—	—	約 — ha	—	約 — ha	—	— ha
(小計)	—	—	—	—	—	約 — ha	—	約 — ha	—	— ha
第一種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 20 ha	6.4%	約 20 ha	6.4%	0 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 20 ha	6.4%	約 20 ha	6.4%	0 ha
第二種中高層住居専用地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 83 ha	26.3%	約 83 ha	26.6%	0 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 83 ha	26.3%	約 83 ha	26.6%	0 ha
第一種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 79 ha	25.1%	約 79 ha	25.3%	0 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 79 ha	25.1%	約 79 ha	25.3%	0 ha
第二種住居地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 6.4 ha	2.0%	約 6.4 ha	2.0%	0 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 6.4 ha	2.0%	約 6.4 ha	2.0%	0 ha
準住居地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 7.9 ha	2.5%	約 7.9 ha	2.5%	0 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 7.9 ha	2.5%	約 7.9 ha	2.5%	0 ha
近隣商業地域	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 9.0 ha	2.9%	約 9.0 ha	2.9%	0 ha
	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	約 2.0 ha	0.6%	約 2.0 ha	0.6%	0 ha
(小計)	—	—	—	—	—	約 11.0 ha	3.5%	約 11.0 ha	3.5%	0 ha
商業地域	40/10 以下	—	—	—	—	約 10 ha	3.2%	約 10 ha	3.2%	0 ha
(小計)	40/10 以下	—	—	—	—	約 10 ha	3.2%	約 10 ha	3.2%	0 ha
準工業地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 60 ha	19.1%	約 58 ha	18.5%	2 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 60 ha	19.1%	約 58 ha	18.5%	2 ha
工業地域	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30 ha	9.5%	約 30 ha	9.6%	0 ha
(小計)	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	約 30 ha	9.5%	約 30 ha	9.6%	0 ha
合 計						約 314.8 ha	100.0%	約 312.8 ha	100.0%	2 ha

都市計画用途地域の変更箇所別概要表

(羽幌町)

対図番号	変更箇所名	変更箇所別概要						変更面積 (ha)	現況及び変更理由	関連する措置
		現況			変更					
		種類	建ぺい率 容積率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度	種類	建ぺい率 容積率	外壁後退距離の限度 建築物の高さの限度 敷地面積の最低限度			
①	本港地区	未指定	— —	— — —	準工業地域	6/10 20/10	— — —	1.5	本地区では埋立竣功と共に周辺と一体的な港湾施設(岸壁・護岸・物揚場・荷捌地・フェリーターミナル用地・道路)が整備済みであることから、羽幌港港湾区域及び都市計画臨港地区として周囲と一体的な土地利用を図るため、準工業地域として用途指定する。	臨港地区
②	中央埠頭区地	準工業地域	6/10 20/10	— — —	未指定	— —	0.0 (115㎡)	本地区は護岸整備の結果、公有水面となったことから、用途地域の指定を解除する。	臨港地区 指定解除	

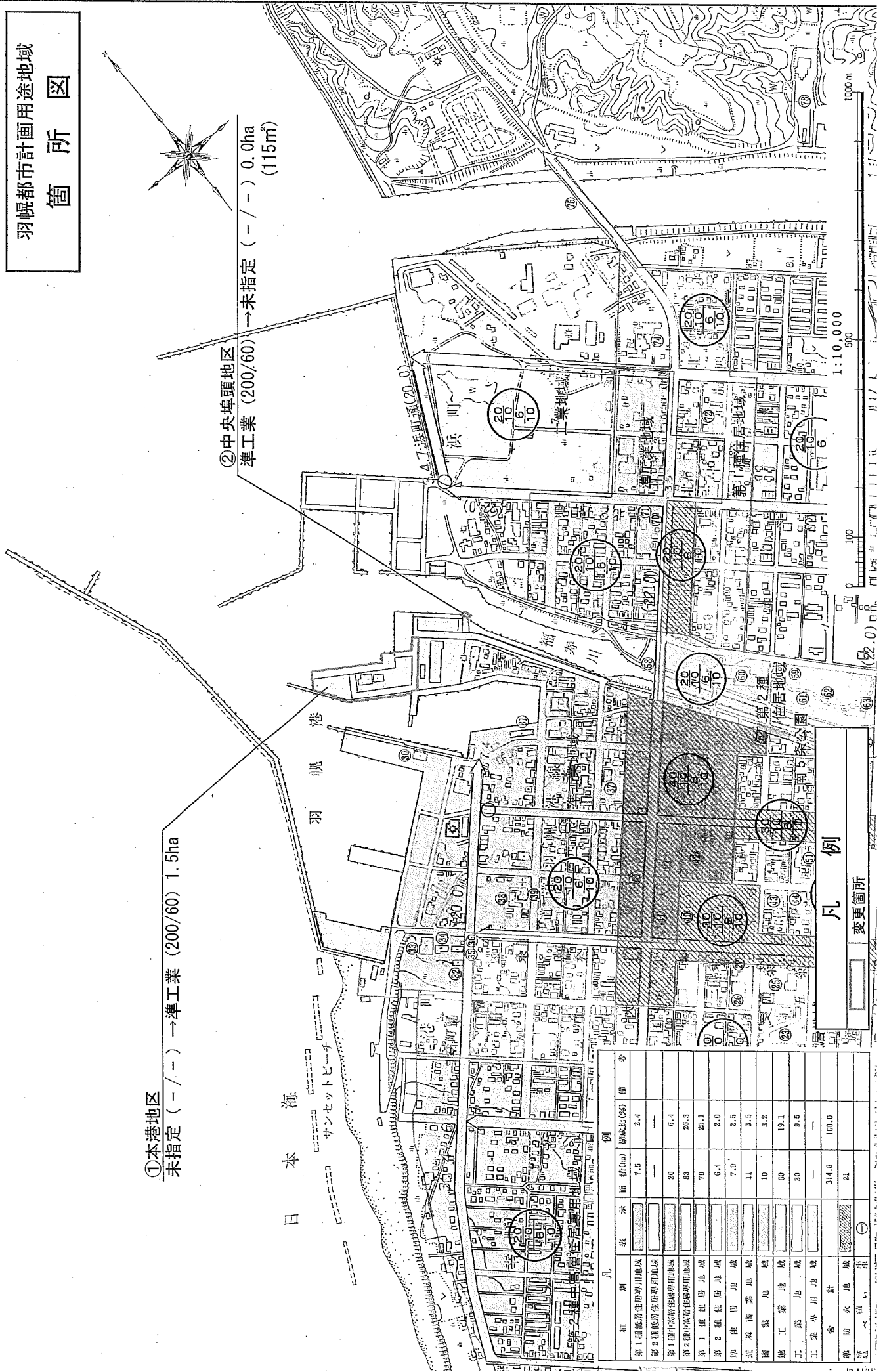
羽幌都市計画用途地域
箇所図

①本港地区

未指定 (- / -) → 準工業 (200/60) 1.5ha

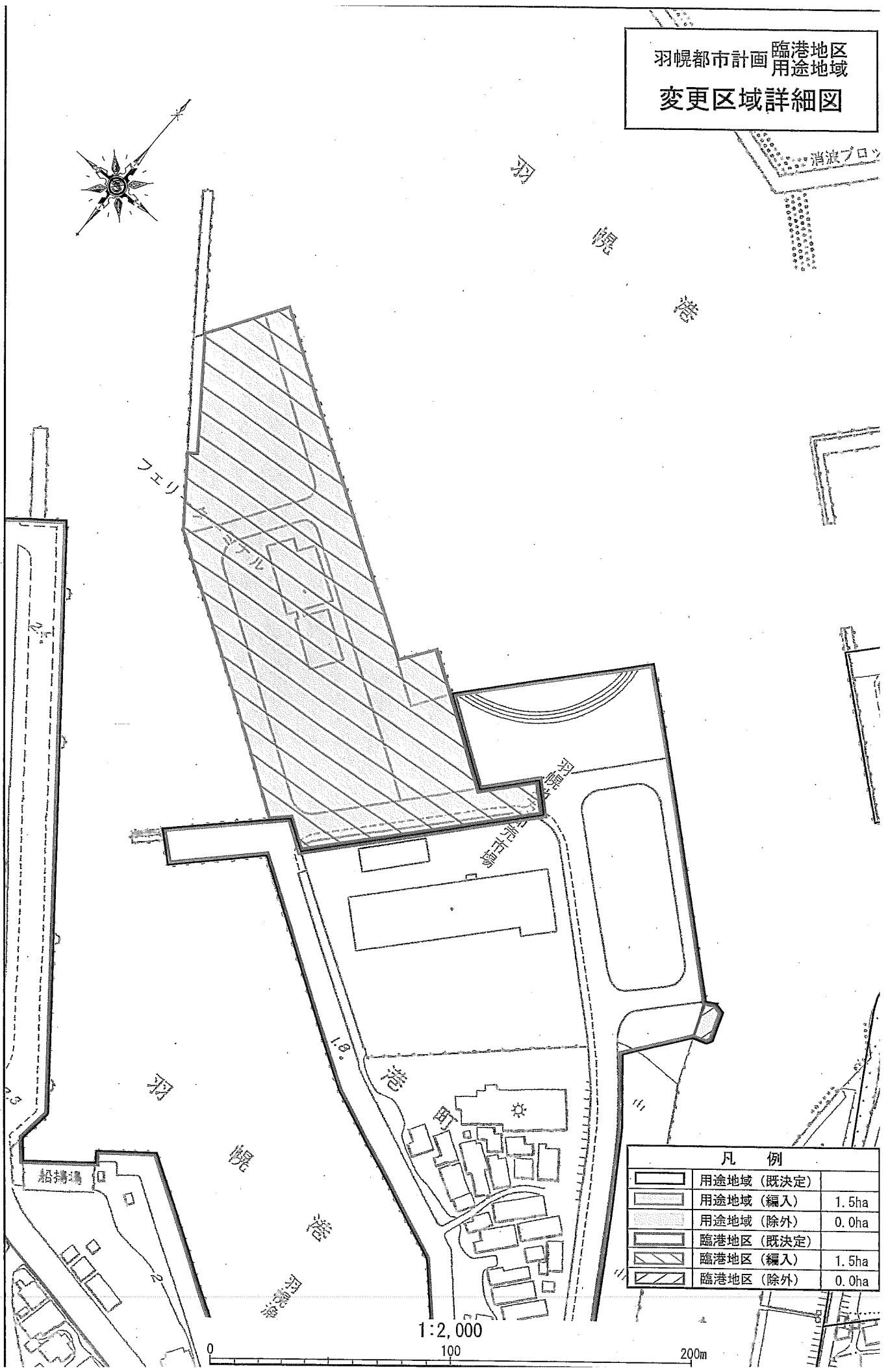
②中央埠頭地区

準工業 (200/60) → 未指定 (- / -) 0.0ha
(115m²)



種別	表示面積(㎡)	面積比率(%)	備考
第1種低層住居専用地域	7.5	2.4	
第2種低層住居専用地域	—	—	
第1種中高層住居専用地域	20	6.4	
第2種中高層住居専用地域	83	26.3	
第1種住居地域	79	25.1	
第2種住居地域	6.4	2.0	
準住居地域	7.9	2.5	
近隣商業地域	11	3.5	
商業地域	10	3.2	
準工業地域	60	19.1	
工業専用地域	30	9.6	
工業専用地域	—	—	
合	314.8	100.0	
準防火地域	21		
変更箇所	○		

羽幌都市計画 臨港地区
用途地域
変更区域詳細図



凡 例

	用途地域 (既決定)	
	用途地域 (編入)	1.5ha
	用途地域 (除外)	0.0ha
	臨港地区 (既決定)	
	臨港地区 (編入)	1.5ha
	臨港地区 (除外)	0.0ha

1:2,000
0 100 200m

羽幌都市計画臨港地区

計 画 図

北海道
羽幌町



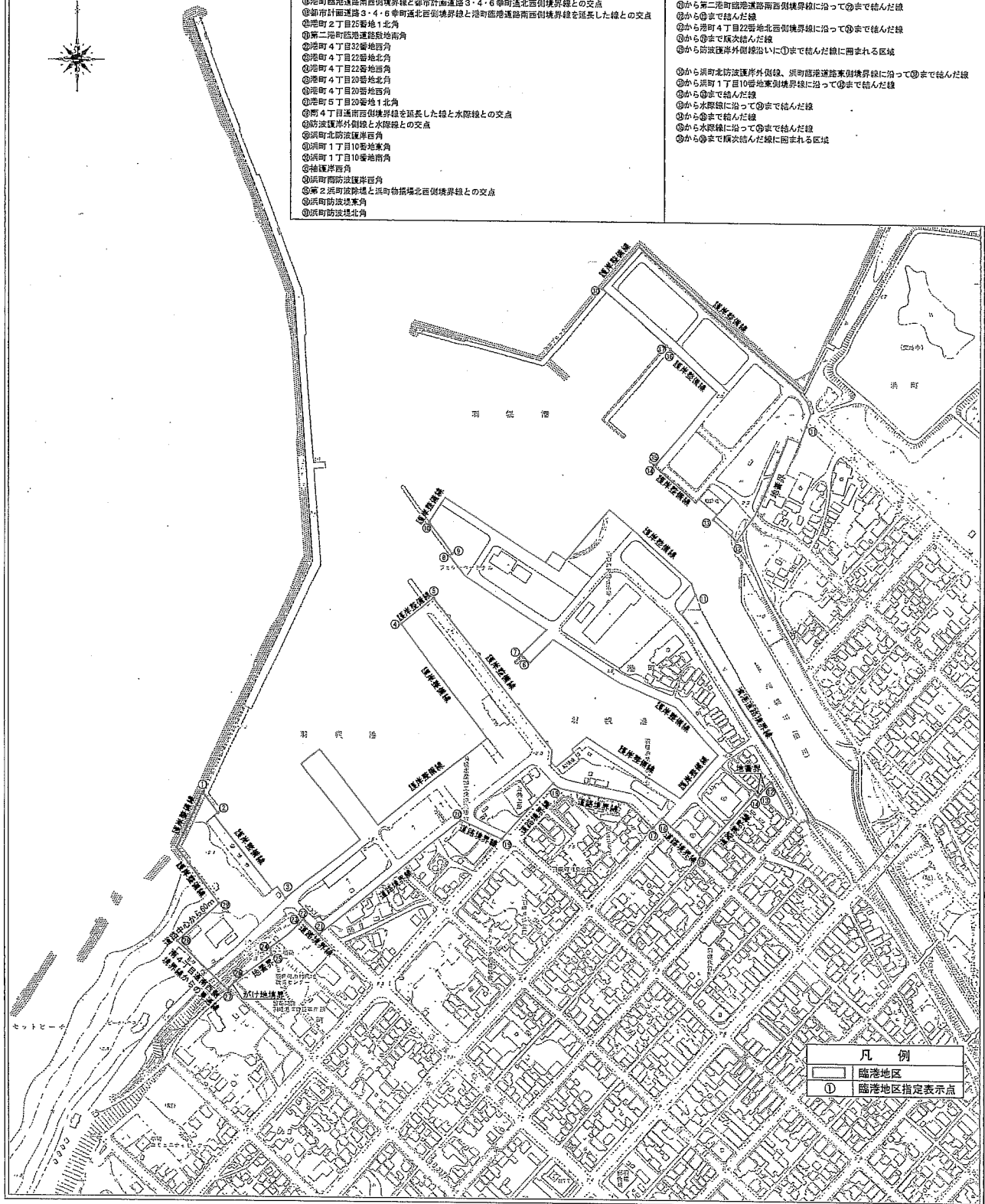
臨 港 地 区 区 域

臨港地区指定表示点

- ①防波護岸外側線と第二船揚架梁の外側線との交点
- ②第二船揚架梁スロープ北角
- ③第二船揚架梁角
- ④第三船揚架梁西角
- ⑤取付護岸北角
- ⑥北物揚架梁西側外側線と北突堤架梁外側線との交点
- ⑦北防波護岸西角
- ⑧南地護岸西角
- ⑨南地護岸東角
- ⑩用地護岸北角
- ⑪港河運路(旧)護岸東角
- ⑫港河運路南西側境界線(公園通り線)と南1条付通南東側境界線を延長した線との交点
- ⑬南1条1丁目17番地1東角
- ⑭南1条1丁目17番地1北角
- ⑮南1条付通北西側境界線と南1条5間通北東側境界線との交点
- ⑯南1条5間通北東側境界線と南1条通北西側境界線との交点
- ⑰南1条通北西側境界線と港河運路南西側境界線との交点
- ⑱港河運路南西側境界線と都市計画道路3・4・6号通北西側境界線との交点
- ⑲都市計画道路3・4・6号通北西側境界線と港河運路南西側境界線を延長した線との交点
- ⑳港町2丁目2番地1北角
- ㉑港町2丁目2番地1東角
- ㉒港町4丁目32番地西角
- ㉓港町4丁目22番地北角
- ㉔港町4丁目22番地西角
- ㉕港町4丁目20番地北角
- ㉖港町4丁目20番地西角
- ㉗港町5丁目20番地1北角
- ㉘港町4丁目通南西側境界線を延長した線と水際線との交点
- ㉙防波護岸外側線と水際線との交点
- ㉚港町北防波護岸西角
- ㉛港町北防波護岸東角
- ㉜港町1丁目10番地東角
- ㉝港町1丁目10番地南角
- ㉞港町南防波護岸西角
- ㉟第2浜町防波護岸と浜町物揚架梁北西側境界線との交点
- ㊱浜町防波護岸北角

臨港地区指定地域

- ㊲から㊳まで結んだ線
- ㊴から水際線沿いに㊵まで結んだ線
- ㊶から㊷まで結んだ線
- ㊸から水際線沿いに㊹まで結んだ線
- ㊺から㊻まで結んだ線
- ㊼から水際線沿いに㊽まで結んだ線
- ㊾から港河運路敷地境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から㊿まで順次結んだ線
- ㊿から南1条付通北西側境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から南1条5間通北東側境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から港河運路南西側境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から第二浜町港河運路南西側境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から港町4丁目22番地北西側境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から㊿まで順次結んだ線
- ㊿から防波護岸外側線沿いに㊿まで結んだ線に囲まれる区域
- ㊿から浜町北防波護岸外側線、浜町南港運路架梁境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から港町1丁目10番地東側境界線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から水際線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から水際線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から水際線に沿って㊿まで結んだ線
- ㊿から㊿まで順次結んだ線に囲まれる区域



凡 例	
	臨港地区
	臨港地区指定表示点

都市計画変更に係る理由書

1. 案件名

羽幌都市計画臨港地区の変更（羽幌町決定）

2. 決定経過

羽幌町の臨港地区は昭和41年に面積約9.8haで当初決定され、その後公有水面埋立による拡大や土地利用の変化に伴い平成21年に変更を行い、現在に至っている。

3. 都市計画変更の目的

本港は昭和7年北海道第2期拓殖計画において、第2種港湾として着工され、以来、北海道総合開発計画、港湾整備5カ年計画により順次整備が進められてきた。昭和26年に地方港湾に指定され、背後に立地する炭田地帯からの石炭積出港としての歴史を有するが、現在は修築以来からの沿岸漁業の中心港であるとともに、天売・焼尻両島と本道を結ぶ貴重な生活航路として重要な役割を担っている。

昭和41年4月に臨港地区を指定された以後も、公有水面の埋立により港湾施設の拡張整備を行ってきたが、今般、新たなフェリーターミナル埠頭の埋立竣功により生じた陸域について臨港地区に指定することで、健全な土地利用の誘導とともに、港湾機能の増進と円滑な管理運営を図るものとする。

また、護岸整備の結果、公有水面となった区域について臨港地区の指定を解除する。

4. 変更内容について

公有水面埋立事業により生じた本港地区（約1.5ha）を臨港地区に指定するとともに、フェリーターミナル敷地としての用を供するため商港区として分区の指定を行う。

また、護岸整備に伴い公有水面となった中央埠頭地区（115㎡）の臨港地区の指定を解除する。

羽幌都市計画臨港地区の変更（羽幌町決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考（分区案）		
		分区名称	面積	建築可能な主な建築物
羽幌港 臨港地区	約 17ha	商 港 区	3.0	倉庫、港湾運送事業事務所、海事関係官公署等
		工 業 港 区	3.7	危険物置場、貯油施設、船舶修理施設、船舶保管施設等
		漁 港 区	9.5	漁舎、水産加工工場、漁船用施設等
		修景厚生港区	0.3	海浜、広場、休憩所、展望施設等

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

羽幌港臨港地区は、昭和41年4月8日付け建設省告示第1202号をもって指定された以後も公有水面の埋立により港湾施設の拡張整備が進められたところであり、平成24年の新たなフェリーターミナル埠頭の埋立竣工により生じた陸域について、港湾機能の増進と円滑な管理運営を図るため臨港地区に指定するものである。

また、護岸整備の結果、公有水面となった区域について臨港地区の指定を解除する。

羽幌都市計画臨港地区新旧対照表

名 称	新 (ha)	旧 (ha)	増 減 (ha)	備 考 (分 区 案)				
				分 区	新 (ha)	旧 (ha)	増 減 (ha)	
羽 幌 港 臨 港 地 区	約 17	約 15	約 +2	商 港 区	3.0	3.4	-0.4	編 入 +1.5
				工 業 港 区	3.7	3.7	0	
				漁 港 区	9.5	7.6	+1.9	
				修景厚生港区	0.3	0.3	0	
				計	16.5	15.0	+1.5	

臨港地区に指定しようとする地域

臨港地区指定表示点

- ① 防波護岸外側線と第二船揚場東側の外側線との交点
- ② 第二船揚場スロープ北角
- ③ 第二船揚場東角
- ④ 第三港町岸壁西角
- ⑤ 取付護岸北角
- ⑥ 北物揚場南西側外側線と北突堤南東側外側線との交点
- ⑦ 北防波護岸西角
- ⑧ 用地護岸南角
- ⑨ 用地護岸東角
- ⑩ 用地護岸北角
- ⑪ 港湾道路(南)護岸東角
- ⑫ 港湾道路南西側境界線(公園通南線)と南1条仲通南東側境界線を延長した線との交点
- ⑬ 南1条1丁目17番地1東角
- ⑭ 南1条1丁目17番地1北角
- ⑮ 南1条仲通北西側境界線と南1条5間通北東側境界線との交点
- ⑯ 南1条5間通北東側境界線と南1条通北西側境界線との交点
- ⑰ 南1条通北西側境界線と港町臨港道路南西側境界線との交点
- ⑱ 港町臨港道路南西側境界線と都市計画道路3・4・6幸町通北西側境界線との交点
- ⑲ 都市計画道路3・4・6幸町通北西側境界線と港町臨港道路南西側境界線を延長した線との交点
- ⑳ 港町2丁目25番地1北角
- ㉑ 第二港町臨港道路敷地南角
- ㉒ 第二港町臨港道路南西側境界線と港町4丁目28番地南東側境界線との交点
- ㉓ 港町4丁目30番地北角
- ㉔ 港町4丁目30番地西角
- ㉕ 港町4丁目22番地西角
- ㉖ 港町4丁目21番地西角
- ㉗ 港町5丁目20番地1北角
- ㉘ 南4丁目通南西側境界線を延長した線と道路中心から海側へ60mの線との交点
- ㉙ 道路中心から海側へ60mの線と防波護岸外側線との交点
- ㉚ 浜町北防波護岸西角
- ㉛ 浜町1丁目10番地東角
- ㉜ 浜町1丁目10番地南角
- ㉝ 袖護岸西角
- ㉞ 浜町南防波護岸西角
- ㉟ 第2浜町防除堤と浜町物揚場北西側境界線との交点
- ㊱ 浜町防波堤東角
- ㊲ 浜町防波堤北角

臨港地区指定地域

- ①から②まで結んだ線
- ②から水際線沿いに④まで結んだ線
- ④から⑤まで結んだ線
- ⑤から水際線沿いに⑥まで結んだ線
- ⑥から⑦まで結んだ線
- ⑦から水際線沿いに⑧まで結んだ線
- ⑧から⑩まで順次結んだ線
- ⑩から水際線沿いに⑪まで結んだ線
- ⑪から港湾道路敷地境界線に沿って⑫まで結んだ線
- ⑫から⑭まで順次結んだ線
- ⑭から南1条仲通北西側境界線に沿って⑮まで結んだ線
- ⑮から南1条5間通北東側境界線に沿って⑯まで結んだ線
- ⑯から⑰まで結んだ線
- ⑰から南1丁目5間通南東側境界線に沿って⑱まで結んだ線
- ⑱から都市計画道路3・4・6幸町通北西側境界線に沿って⑲まで結んだ線
- ⑲から港町臨港道路南西側境界線に沿って⑳まで結んだ線
- ㉑から第二港町臨港道路南東側境界線に沿って㉒まで結んだ線
- ㉒から第二港町臨港道路南西側境界線に沿って㉓まで結んだ線
- ㉓から㉔まで結んだ線
- ㉔から港町4丁目22番地北西側境界線に沿って㉕まで結んだ線
- ㉕から㉖まで順次結んだ線
- ㉖から防波護岸外側線沿いに①まで結んだ線に囲まれる区域

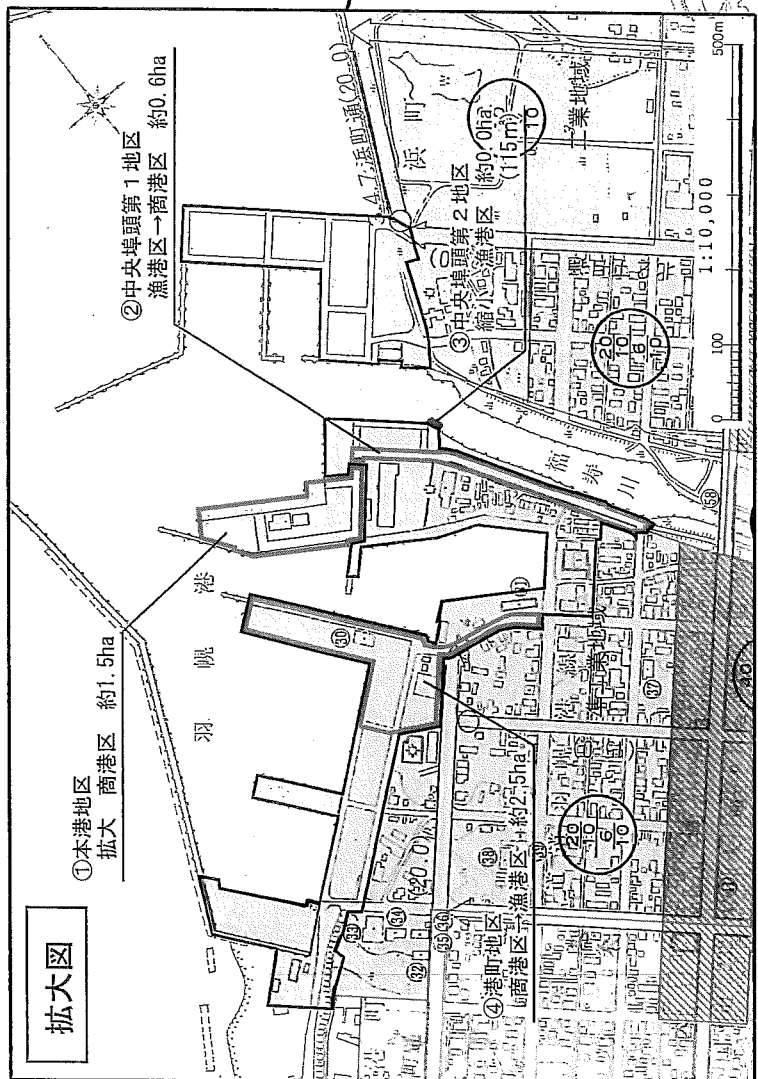
- ⑳から浜町北防波護岸外側線、浜町臨港道路東側境界線に沿って㉑まで結んだ線
- ㉑から浜町1丁目10番地東側境界線に沿って㉒まで結んだ線
- ㉒から㉓まで結んだ線
- ㉓から水際線に沿って㉔まで結んだ線
- ㉔から㉕まで結んだ線
- ㉕から水際線に沿って㉖まで結んだ線
- ㉖から㉗まで順次結んだ線に囲まれる区域

臨港地区変更調書

港名：羽幌港

対図 番号	地区名	変更の 内容	予定分区	面積	変 更 理 由
①	本港地区	拡大	商港区	約 1.5ha	<p>本地区は平成 14 年の埋立開始後、平成 24 年に竣工して以来、港湾施設（岸壁、荷捌地、フェリーターミナル用地）として利用され、また都市計画用途地域の準工業地域の指定を受けている地域であり、今後においても港湾施設としての利用が想定されることから、港湾の円滑な管理運営のため臨港地区として指定する。</p> <p>分区指定については、本地区がフェリーの発着場であることから、商港区とする。</p>
②	中央埠頭 第 1 地区	分区の 変更	商港区	約 0.6ha	<p>本地区は、臨港地区指定後に港湾施設が整備され現在も利用されており、また都市計画用途地域の準工業地域の指定を受けている。</p> <p>分区指定については、本地区がフェリーの発着場や市場と接続する港湾道路であることから、商港区とする。</p>
③	中央埠頭 第 2 地区	除外	—	約 0.0ha (115 m ²)	<p>本地区は護岸整備の結果、公有水面となったことから、臨港地区（漁港区）の指定を解除する。</p>
④	港町地区	分区の 変更	漁港区	約 2.5ha	<p>本地区は、臨港地区指定後に港湾施設が整備され現在も利用されており、また都市計画用途地域の準工業地域の指定を受けている。</p> <p>今般、本港地区にフェリーターミナル機能が移転したものの、今後においても港湾施設としての利用が想定されることから、港湾の円滑な管理運営のため臨港地区として指定する。</p> <p>分区指定については、本地区が漁船の物揚場・荷捌地や漁船だまりに隣接することから、漁港区とする。</p>
合 計				拡大 1.5ha	<p>現況臨港地区面積 拡 大 予定臨港地区面積</p> <p>15.0ha + 1.5ha = 16.5ha</p>

羽幌都市計画臨港地区
変更箇所図



拡大図

①本港地区
拡大 商港区 約1.5ha

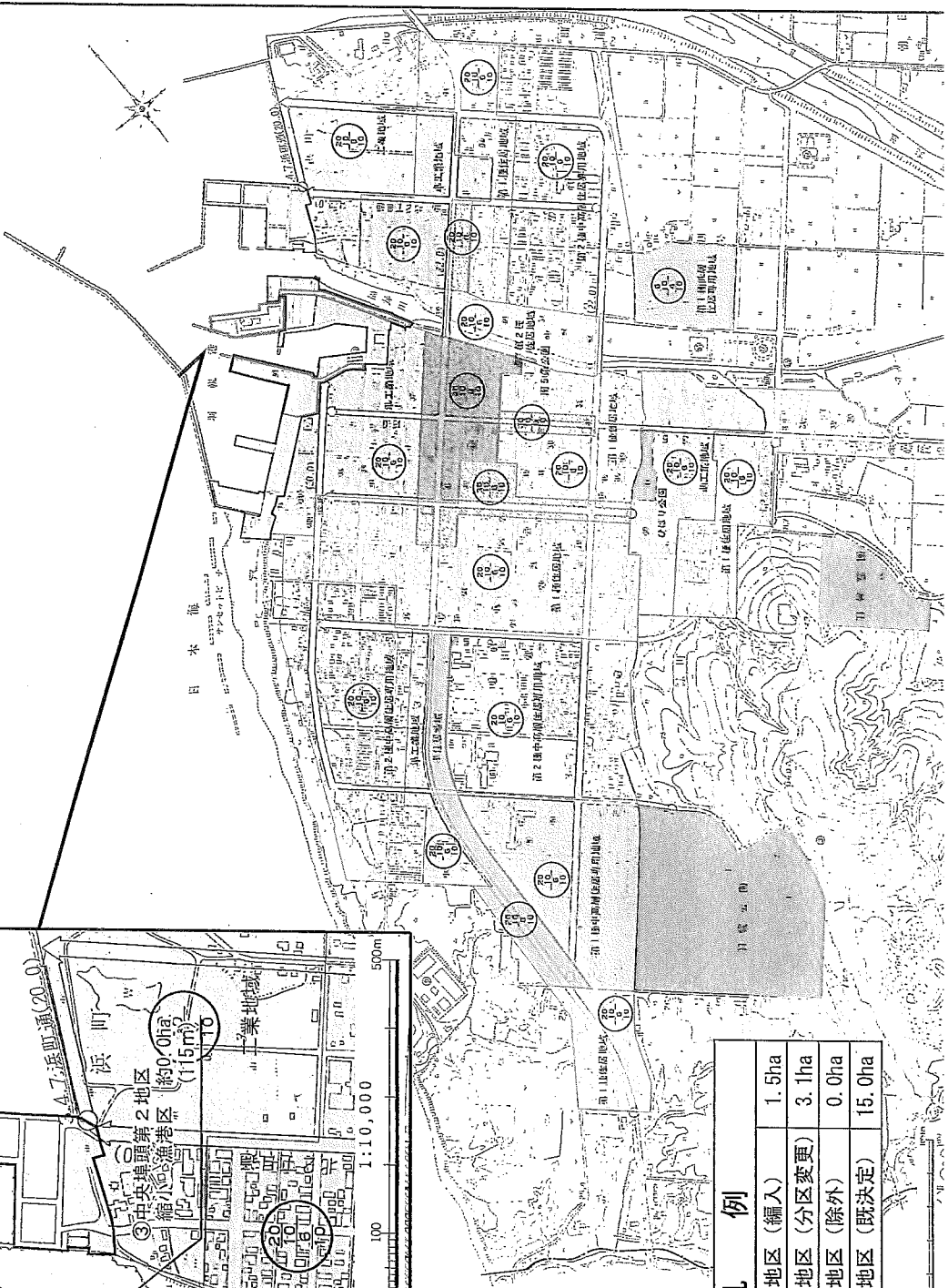
②中央埠頭第1地区
漁港区→商港区 約0.6ha

③中央埠頭第2地区
縮小 漁港区 (約0.0ha)
(1.15m)

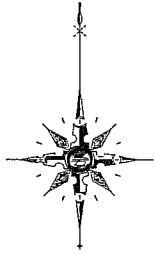
④港町地区
縮小 商港区 約2.5ha

種別	拡張	面積(m ²)	削減率(%)	備考
第1種低層住居専用地域	7.5	2.4		
第2種低層住居専用地域				
第1種中高層住居専用地域	20	6.1		
第2種中高層住居専用地域	83	25.3		
第1種住居地域	79	25.1		
第2種住居地域	6.4	2.0		
既住居地域	7.9	2.5		
公園用地	11	3.5		
緑地	10	3.2		
工業地域	60	19.1		
農用地	30	9.5		
農専用地				
合計		314.8	100.0	
防火地域	21			
その他	①			

凡例	
臨港地区 (編入)	1.5ha
臨港地区 (分区変更)	3.1ha
臨港地区 (除外)	0.0ha
臨港地区 (既決定)	15.0ha



羽幌都市計画臨港地区
新旧対照図



①本港地区
拡大 商港区 約1.5ha

②中央埠頭第1地区
漁港区→商港区 約0.6ha

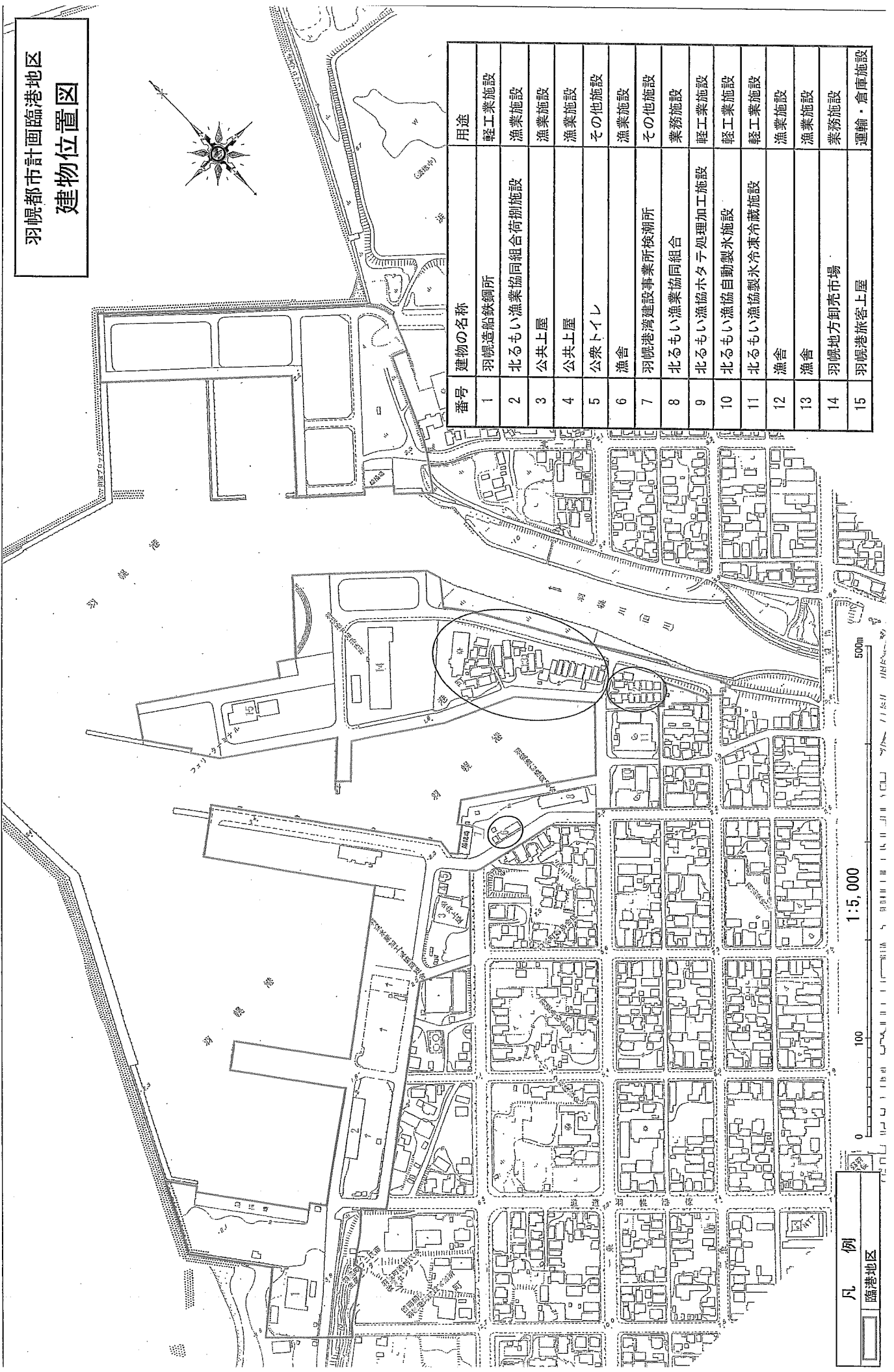
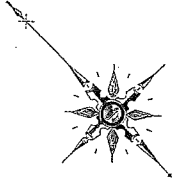
③中央埠頭第2地区
縮小 漁港区 約0.0ha
(115㎡)

④港町地区
商港区→漁港区 約2.5ha

凡 例	
	変更箇所
	臨港地区 (既決定)
	商港区 3.0ha
	工業港区 3.7ha
	漁港区 9.5ha
	移景厚生港区 0.3ha
	臨港地区 16.5ha

0 100 1:7,000 500m

羽幌都市計画臨港地区
建物位置図



番号	建物の名称	用途
1	羽幌造船鉄鋼所	軽工業施設
2	北るもい漁業協同組合荷捌施設	漁業施設
3	公共上屋	漁業施設
4	公共上屋	漁業施設
5	公衆トイレ	その他施設
6	漁舎	漁業施設
7	羽幌港湾建設事業所検潮所	その他施設
8	北るもい漁業協同組合	業務施設
9	北るもい漁協ホタテ処理加工施設	軽工業施設
10	北るもい漁協自動製氷施設	軽工業施設
11	北るもい漁協製氷冷凍冷蔵施設	軽工業施設
12	漁舎	漁業施設
13	漁舎	漁業施設
14	羽幌地方卸売市場	業務施設
15	羽幌港旅客上屋	運輸・倉庫施設

500m

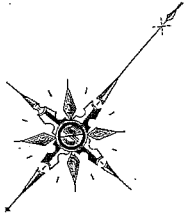
1:5,000

100

0

凡例
臨港地区

羽幌都市計画 臨港地区
用途地域
変更区域詳細図



清波プロツ

羽

幌

港

フェリ

マル

新橋

羽

幌

港

船揚場

凡 例	
	用途地域 (既決定)
	用途地域 (編入) 1.5ha
	用途地域 (除外) 0.0ha
	臨港地区 (既決定)
	臨港地区 (編入) 1.5ha
	臨港地区 (除外) 0.0ha

1:2,000
0 100 200m